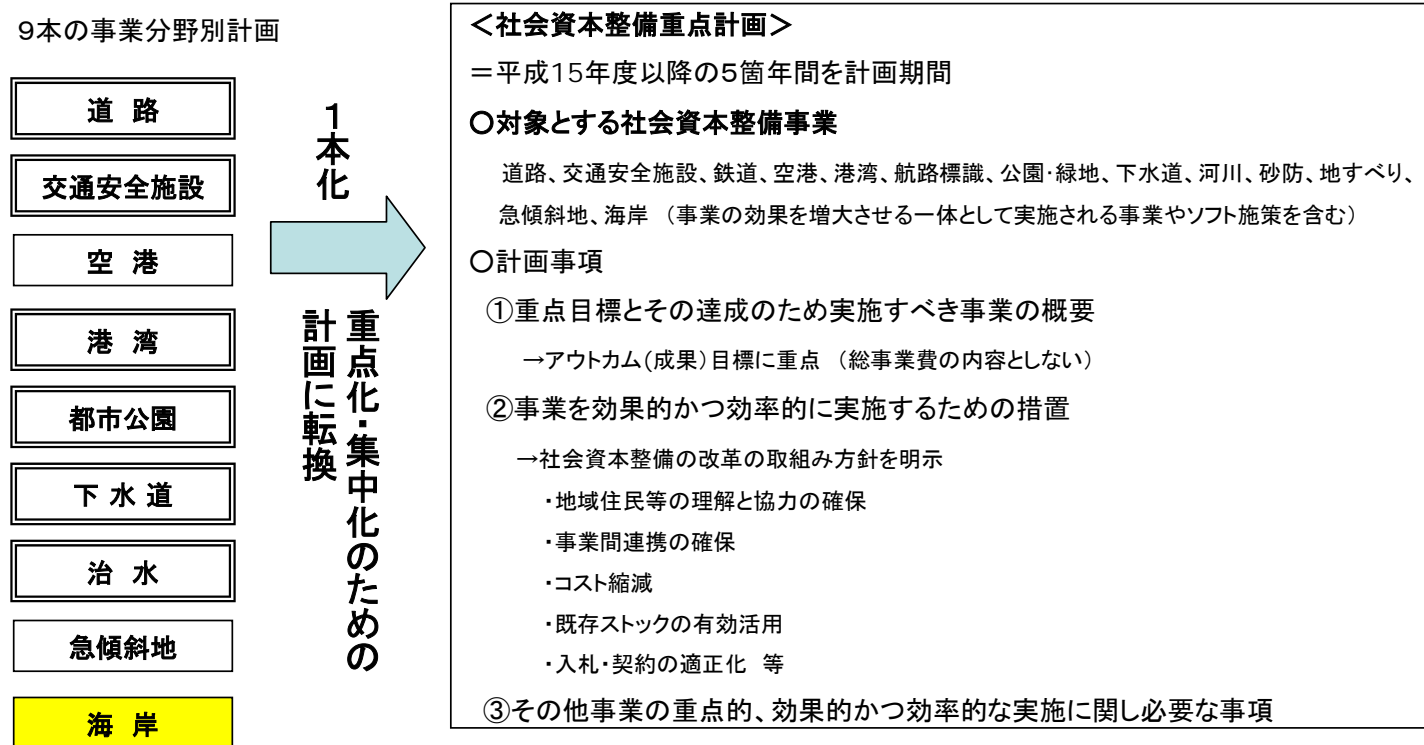


現行社会資本整備重点計画の概要

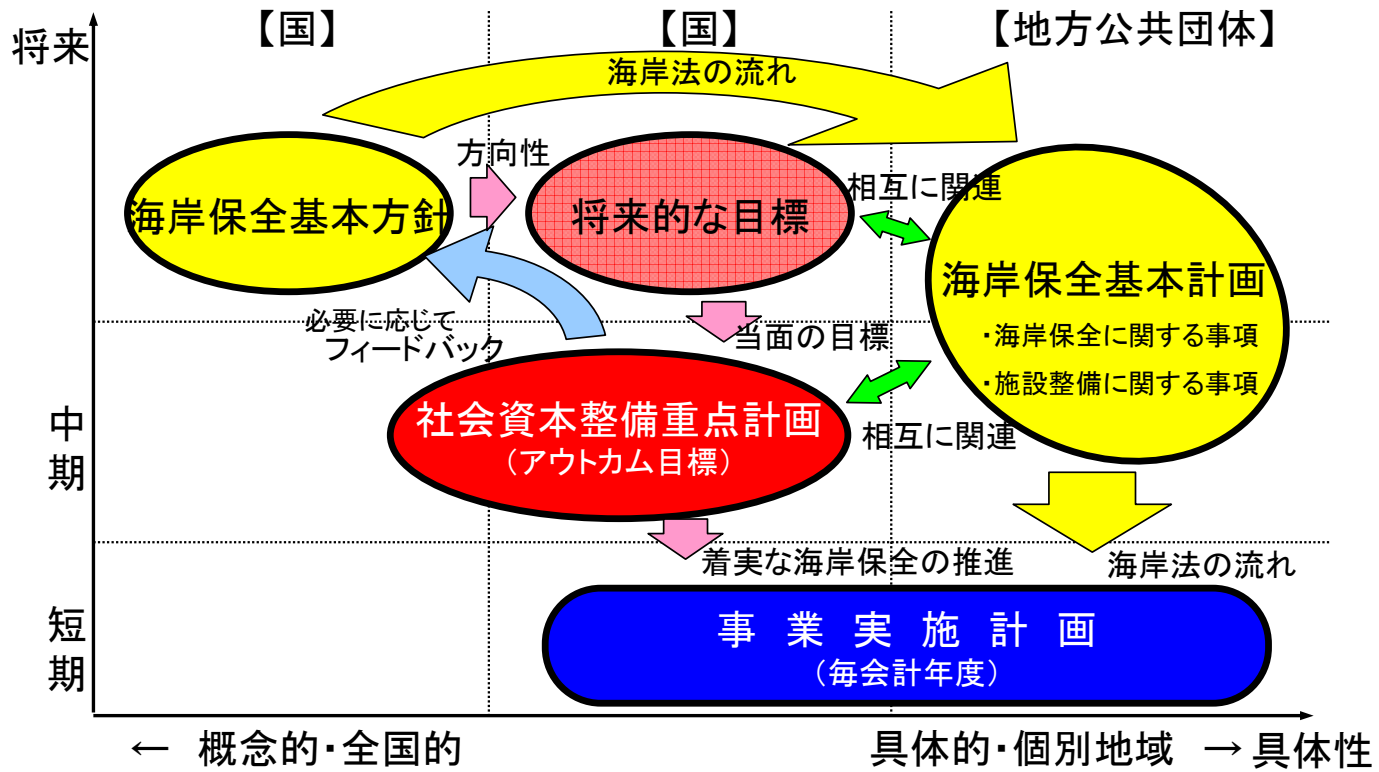
社会資本整備重点計画法 <平成15年3月28日:成立、3月31日:公布、4月1日:施行>
<警察庁、農林水産省、国土交通省共管>

社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するため、社会資本整備重点計画の策定等の措置を講ずる。



注:H14・15が最終年度。二重枠の事業分野別計画には各々の緊急措置法があった。

社会資本整備重点計画の位置付け



現行社会資本整備重点計画における海岸事業の取組み

<p>(1) 津波、高潮、波浪、海岸侵食が国民の生命・財産に及ぼす被害の軽減</p>	<ul style="list-style-type: none">① 津波、高潮、波浪に対する防護のために必要な施設による、生命・財産についての所要の安全性の確保② 住民・海岸利用者が被災を軽減するための適切な行動に必要な情報の公開・伝達③ 侵食に対する防護による貴重な国土の保全④ 大規模な地震にも耐えて機能を保持する施設による、生命・財産について所要の安全性の確保
<p>(2) 人の暮らしと自然環境が調和した後世に伝えるべき豊かで美しい海岸環境の保全・回復</p>	<ul style="list-style-type: none">⑤ 海岸が持つべき豊かで美しい環境の保全・回復⑥ 住民の日常生活に潤いが感じられるための海辺に親しめる環境の充実

海岸事業の評価指標 その1

(1) 津波、高潮、波浪、海岸侵食が国民の生命・財産に及ぼす被害の軽減

アウトカム指標	現状(H15)	目標	達成状況 (H17年度末)
津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積	面積約15万ha	面積約10万ha	面積約12.4万ha
侵食海岸において現状の汀線防護が完了していない割合	24%	18%	21%
耐震化が不十分な施設に防護されている面積	約40,000ha	約36,000ha	約38,000ha

海岸事業の評価指標 その2

(2) 人の暮らしと自然環境が調和した後世に伝えるべき豊かで美しい海岸環境の保全・回復

アウトカム指標	現状(H15)	目 標	達成状況 (H17年度末)
復元・創出された砂浜の面積	面積約2,200ha	面積約2,800ha	面積約2,400ha
人々が海辺に親しむことのできる海岸の延長	約6,700km	約6,800km	約6,790km